



暑い暑いと言っていた日々が恋しい今日この頃、急に冬がやってきました。急いでコートや手袋や腹巻きの準備をしています。今年の年末年始は、12/28(木)～1/4(木)まで、冬期休業とさせていただきます。休暇中にご不便をおかけしますが、何卒よろしくをお願いいたします。あたたかくされて、よい年をお迎えください。



1. 技能実習



●技能実習・特定技能制度、見直しへ

～最終の報告書の内容とは？～

→技能実習制度では、**転籍**ができないことがネックとされてきました。外国人の人権保護・キャリアアップの面も考慮して、新しい制度への見直しについて議論がされました。

【技能実習・特定技能の今後】(おもなもの)

■新制度と特定技能

- ・**技能実習制度はなくなり**、新たな制度を創設
- ・**3年**の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成
- ・**特定技能**は、適正化をした上でこれまでの制度を残す

■新制度の受け入れ対象分野や人材育成機能

- ・受け入れ対象分野は、特定技能の**‘特定産業分野’**に限定
- ・従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と**同一**とし
‘主たる技能’を定めて育成・評価

■転籍

- ・「やむを得ない場合」の転籍の範囲を**拡大**・明確化して手続きを柔軟化。**1年超就労**等条件をクリアすれば、**本人の意向**による転籍も可
- ・育成終了前に帰国した場合、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での**再入国**を認める

→早くて来年の通常国会に、関連法案が提出される予定です。

2. 労働基準法

●自爆営業への対策、議論開始！

～従業員への自社商品の買取強要～

→従業員へ、**自社の商品**の買取を**強要**する行為(以下、自爆営業)について、対策を検討する議論が開始されました。

【自爆営業と法違反】(こんなときは?)

①～③、⑤は労働基準法、④★はその他の法律違反!

◆従業員が自社商品の購入を求められた

- ①就業規則への**規定・届出**を行っていない(作業用品も)
- ②**労使協定**がないのに購入代金を**賃金から控除**している
- ③購入しない場合に**違約金**を科すとされており、労働契約の不履行についての違約金の定めと解される場合
- ④購入拒否に対して解雇した場合、**解雇権濫用**で無効となる可能性あり(労働契約法)
- ★**使用者**としての立場を利用して従業員に不要な商品を購入させた場合、**公序良俗違反**による無効や**不法行為**による損害賠償責任が認められる可能性あり(民法)

◆営業ノルマの不足分を達成するため、従業員が**自身で商品を購入**

- 上記、①、②、★に該当
- ③ノルマ未達成時の購入規定が**違約金**と解される場合
- ⑤減給等懲戒処分を行う場合は就業規則に**規定**がなければ懲戒処分は無効に

→法律に違反していないか、チェックをしてみましょう。

今月のピックアップ



●雇用保険の加入要件、変更?～週10時間以上に!??～

現状、週の20時間以上等が要件とされている雇用保険の加入要件を、**週10時間以上**等に拡大しようという話が出ています。令和10年までに実施したいとされています。

●労災特別加入、全フリーランスに拡大!～R6秋から開始予定～

柔整師、ITフリーランス等、数年前から対象者が拡大されてきている労災の特別加入について、ついに**全フリーランス**に対象が拡大される予定です。保険率は3/1000(原則)になります。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

